

6 申請から補助交付までの流れ

(1) 申請期間

- ・ **令和6年6月24日（月）から令和6年8月1日（木）まで（当日消印有効）**

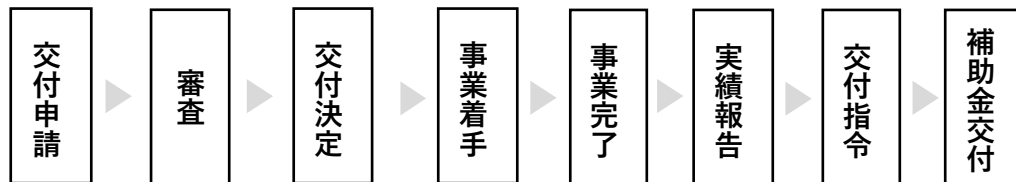
(2) 申請方法

- ・ 窓口持参（高松市役所7階産業振興課）又は郵送
窓口受付時間 平日午前9時から午後5時まで

(3) 採択予定件数

2件程度

(4) 流れ



【留意事項】

- ・ 交付決定日前に契約、発注、納品、支払等を行った場合は、その経費について、補助金を受けることができません。
- ・ 補助事業の変更（軽微な変更の場合を除く。）をしようとするときは「変更申請」、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは「中止（廃止）申請」が必要です。必要書類等の案内がありますので、必ず、事前に高松市産業振興課まで連絡してください。また、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由等を高松市産業振興課に報告してください。
- ・ 実績報告は、事業の完了日から20日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

(5) 審査

- ・ 交付申請後、以下の基準等に基づき審査を行い、交付の可否を決定します。
- ・ **書面のみ**の審査となりますので、申請書には、事業の内容や事業計画などをできるだけ具体的かつ詳細に記載し、不備のないよう注意してください。

(審査基準)

| 項目 | 具体的着眼点（例） |
|---------|--|
| 新規性・革新性 | <ul style="list-style-type: none">・ 自社でこれまで取り組んでいない新商品や新サービスの開発であり、開発要素はあるか。・ 既存商品や既存技術と比較し、性能・品質・コスト等で優れ |

| | |
|---------------|--|
| | <p>た点があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社又は他社の一般的な取組と異なる研究開発であるか。 |
| 市場性・成長性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発する商品の市場は存在するか。 ・ 対象とする市場の動向に関し、客観的なデータに基づき、調査・検討が行われているか。 ・ 具体的なターゲットを想定し、開発する商品がそれらのニーズを満たすものか。 ・ 研究開発によって、自社の事業拡大、利益率や知名度の向上等の競争力強化につながるか。 ・ 研究開発によって、自社が高付加価値企業への成長できるようなものか。 |
| 妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の課題が明確に整理されているか。 ・ 課題解決に向けて設定した事業目的や方法に、矛盾や飛躍はないか。 |
| 実現可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業を円滑に実施できる体制はあるか。 ・ 研究開発が実用化に結びつくものか。 ・ 申請内容及びスケジュールは、具体的かつ合理的か。 ・ 販売先、販売方法等が具体的に計画され、売上見込みは適切か。 |
| 地域経済活性化への波及効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の成果が地域経済の活性化につながるものか。 ・ 技術の波及効果はあるか。 |